

23生産第6231号
23林政経第388号
平成24年3月28日

各都道府県農務担当部長 } 殿
各都道府県林産担当部長 }

農林水産省生産局農産部園芸作物課長
林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正
について

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日
付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野
庁林政部経営課長、木材産業課長通知、以下「通知」という。）により、食品として
の安全なきのこの供給に向け、きのこ原木及び菌床用培地の安全基準として当面の指
標値を設定したところです。

今般、新たに得られたきのこ原木等に関する調査結果及び食品中の放射性物質に係
る新たな基準値を踏まえ、食品の新基準値を超えないきのこが生産されるよう、きの
こ原木及び菌床用培地の当面の指標値を見直し、通知の一部を別紙新旧対照表のと
おり改正することとしました。

つきましては、当該指標値を超えるきのこ原木及び菌床用培地の使用・生産又は流
通が行われることのないよう、きのこ生産者やきのこ生産資材の生産・流通関係者に
御周知・御指導いただきますようお願いいたします。

また、このことについて、別添のとおり関係団体に対し通知したことを申し添えま
す。

なお、この改正は平成24年4月1日から施行することとします。

本件問い合わせ先
林野庁経営課特用林産対策室
特用林産企画班
代表 03-3502-8111（内線6086）
ダイヤル 03-3502-8059

(別紙)

きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について（平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p data-bbox="271 464 1070 497">きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について</p> <p data-bbox="174 525 1106 799">このことについては、「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について」（平成23年8月12日付け23林政経第181号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）により、きのこ生産資材用のおが粉等に含有される放射性物質のきのこへの移行係数等に係る知見を踏まえて追ってお示しすることとしていたところですが、今般、一定程度の知見が集積されたことから、きのこ原木及びほだ木並びに菌床用培地及び菌床（以下「きのこ原木、菌床用培地等」という。）の安全基準として、当面の指標値を下記1のとおり設定することとしました。</p> <p data-bbox="174 802 1106 983">つきましては、各都道府県のきのこ原木、菌床用培地等の生産・流通・使用の実態を踏まえた上で、当該指標値を超えるきのこ原木、菌床用培地等の使用・生産又は流通が行われないよう、<u>下記2及び3の(1)</u>により、きのこ生産者やきのこ生産資材の生産・流通関係者に御周知・御指導いただくとともに、本通知に基づく対応を実施いただきますようお願いいたします。</p> <p data-bbox="174 986 1106 1075">今回の指標値については当面のものであって、今後、更に知見が集積されるなどした場合は、必要に応じて、指標値の見直しを行うことを申し添えます。</p> <p data-bbox="622 1166 658 1200">記</p> <p data-bbox="185 1228 1106 1414">1 <u>きのこ原木、菌床用培地等の当面の指標値</u>（放射性セシウムの濃度の最大値） (1) <u>きのこ原木及びほだ木</u> 50ベクレル/kg（乾重量） (2) <u>菌床用培地及び菌床</u> 200ベクレル/kg（乾重量）</p>	<p data-bbox="1223 464 2022 497">きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について</p> <p data-bbox="1126 525 2058 770">このことについては、「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について」（平成23年8月12日付け23林政経第181号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）により、きのこ生産資材用のおが粉等に含有される放射性物質のきのこへの移行係数等に係る知見を踏まえて追ってお示しすることとしていたところですが、今般、一定程度の知見が集積されたことから、きのこ原木及び菌床用培地の安全基準として、当面の指標値を下記1のとおり設定することとしました。</p> <p data-bbox="1126 802 2058 956">つきましては、各都道府県のきのこ原木及び菌床用培地の生産・流通・使用の実態を踏まえた上で、当該指標値を超えるきのこ原木及び菌床用培地の使用・生産又は流通が行われないよう、<u>下記2により</u>、きのこ生産者やきのこ生産資材の生産・流通関係者に御周知・御指導いただきますようお願いいたします。</p> <p data-bbox="1126 986 2058 1139">なお、今回の指標値については当面のものであって、現在国において実施している調査の進捗を踏まえて、今後、値を変更することも含めて改めて設定するものであること、また、今回の当面の指標値に基づく具体的な検査方法については追ってお示しする予定であることを申し添えます。</p> <p data-bbox="1574 1166 1610 1200">記</p> <p data-bbox="1137 1228 2058 1414">1 <u>きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値</u>（放射性セシウムの濃度の最大値） (1) <u>きのこ原木</u> 150ベクレル/kg（乾重量） (2) <u>菌床用培地</u> 150ベクレル/kg（乾重量）</p>

2 関係者に対する指導

(1) きのご生産者向け指導

- ア 指標値を超えるきのご原木、菌床用培地等を使用しないこと。
- イ きのご原木、菌床用培地等を購入・譲受する場合には、販売業者・譲渡者に、指標値を超えていないことを確認すること。
- ウ 自ら生産したきのご原木、菌床用培地等を使用する場合には、指標値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること。
- エ 自ら生産したきのご原木、菌床用培地等を販売・譲渡する場合には、相手方に生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

(2) きのご原木、菌床用培地等の製造業者向け指導

- ア 製造したきのご原木、菌床用培地等が指標値を超えていないことを確認した上で出荷すること。
- イ きのご原木、菌床用培地等を出荷する際に、相手方に生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

(3) きのご原木、菌床用培地等の販売業者向け指導

- 販売するきのご原木、菌床用培地等が指標値を超えていないことを、そのきのご原木、菌床用培地等の購入・譲受元の販売者・譲渡者に、確認した上で、購入し販売すること。

3 平成23年10月6日設定の当面の指標値（以下「前指標値」という。）によるきのご原木及びほだ木の経過措置

2にかかわらず、前指標値（150ベクレル/kg）以下のきのご原木及びほだ木であって、50ベクレル/kgを超えるもの（以下「経過措置対象原木等」という。）については、経過措置対象原木等を使用するきのご生産者が所在する都道府県が、当該経過措置対象原木等から発生したきのごの放射性物質検査を確実にし、当該きのごが食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認する体制を構築することを条件として、引き続き使用できるものとする。この場合、引き続き使用する場所は、当該経過措置対象原木等が、平成24年3月31日時点で所在していた都道府県内に限るものとする。

また、平成24年4月1日以降に製造された50ベクレル/kgを超え150ベクレル/kg以下のきのご原木及びほだ木についても、経過措置対象原木等を含み、本措置の対象とし、引き続き使用する場所は、当該きのご原木及びほだ木の原料である立木が、平成24年3月31日時点で所在していた都道府県内に限るものとする。

2 関係者に対する指導

(1) きのご生産者向け指導

- ア 指標値を超えるきのご原木又は菌床用培地を使用しないこと。
- イ きのご原木又は菌床用培地を購入・譲受する場合には、販売業者・譲渡者に、指標値を超えていないことを確認すること。
- ウ 自ら生産したきのご原木又は菌床用培地を使用する場合には、指標値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること。
- エ 自ら生産したきのご原木又は菌床用培地を販売・譲渡する場合には、相手方に生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

(2) きのご原木及び菌床用培地の製造業者向け指導

- ア 製造したきのご原木又は菌床用培地が指標値を超えていないことを確認した上で出荷すること。
- イ きのご原木や菌床用培地を出荷する際に、相手方に生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

(3) きのご原木及び菌床用培地の販売業者向け指導

- 販売するきのご原木又は菌床用培地が指標値を超えていないことを、そのきのご原木又は菌床用培地の購入・譲受元の販売者・譲渡者に、確認した上で、購入し販売すること。

(新設)

なお、本措置の対象となる経過措置対象原木等は、「『きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法』の制定について」（平成23年10月31日付け23生産第4952号、23林政経第229号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）において検査対象とするものであって、検査の結果が50ベクレル/kgを超え150ベクレル/kg以下であったきのこ原木及びほだ木とする。

本措置を円滑かつ適切に運用するため、都道府県は、次の（1）により関係者に対する指導を行い、（2）により必要な対応を行うものとする。

（1）関係者に対する指導

ア きのこ生産者向け指導

（ア）経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点における所有・使用の有無を、また、平成24年4月1日以降における、きのこ生産者が所在する都道府県内での製造、購入・譲受、販売・譲渡の意向及び継続使用の意向の有無を、所在する都道府県に報告すること。

（イ）経過措置対象原木等を引き続き使用する場合は、当該経過措置対象原木等から発生するきのこについて、出荷開始前に、所在する都道府県による放射性物質検査を受けること。

（ウ）経過措置対象原木等を販売・譲渡する場合は、相手方に当該経過措置対象原木等の放射性セシウム濃度の検査結果のほか生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

（エ）経過措置対象原木等を所有し、平成24年4月1日以降、継続使用又は販売・譲渡をせず、他の用途にも供さない場合は、確実に廃棄すること。

イ きのこ原木又はほだ木の製造業者向け指導

（ア）経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点における所有の有無を、また、平成24年4月1日以降における、製造業者が所在する都道府県内での製造、購入・譲受、販売・譲渡の意向の有無を、所在する都道府県に報告すること。

（イ）経過措置対象原木等を販売・譲渡する場合は、相手方に当該経過措置対象原木等の放射性セシウム濃度の検査結果のほか生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

（ウ）経過措置対象原木等を所有し、平成24年4月1日以降、販売・譲渡せず、他の用途にも供さない場合は、確実に廃棄すること。

ウ きのこ原木又はほだ木の販売業者向け指導

（ア）経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点に

おける所有の有無を、また、平成24年4月1日以降における、販売業者が所在する都道府県内での購入・譲受、販売・譲渡の意向の有無を、所在する都道府県に報告すること。

(イ) 経過措置対象原木等を販売・譲渡する場合は、相手方に当該経過措置対象原木等の放射性セシウム濃度の検査結果のほか生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

(ウ) 経過措置対象原木等を所有し、平成24年4月1日以降、販売・譲渡せず、他の用途にも供さない場合は、確実に廃棄すること。

(2) 都道府県の対応

ア 使用・生産状況把握

(ア) 経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点における所有・使用の有無、また、平成24年4月1日以降における、きのこ生産者が所在する都道府県内での製造・購入・譲受、販売・譲渡の意向及び継続使用の意向の有無について、きのこ生産者に対し調査を実施し、引き続き使用するきのこ生産者を把握する。

(イ) 経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点における所有の有無、また、平成24年4月1日以降における、製造業者及び販売業者が所在する都道府県内での製造・購入・譲受、販売・譲渡の意向の有無について、製造業者及び販売業者に対し調査を実施する。

(ウ) 経過措置対象原木等を引き続き使用するきのこ生産者ごとの収穫時期を把握する。

イ きのこの放射性物質の検査

経過措置対象原木等を引き続き使用するきのこ生産者の当該経過措置対象原木等から発生するきのこについて、出荷開始前に放射性物質検査を確実に実施する。

ウ 継続使用しない経過措置対象原木等の処分

経過措置対象原木等を所有し、平成24年4月1日以降、継続使用又は販売・譲渡をせず、他の用途にも供さないきのこ生産者、製造業者及び販売業者に対し、当該経過措置対象原木等の廃棄を要請する。

4 その他

「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について」（平成23年8月12日付け23林政経第181号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）の記の2に基づく、おが粉の譲渡及び利用の自粛については、200ベクレル/kg（乾重量）を超えないおが粉について解除できるものとするが、菌床用培地がおが粉等基材に栄養材（米ぬか、ふすま等）

3 その他

「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について」（平成23年8月12日付け23林政経第181号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）の記の2に基づく、おが粉の譲渡及び利用の自粛については、150ベクレル/kg（乾重量）を超えないおが粉について解除できるものとするが、菌床用培地がおが粉等基材に栄養材（米ぬか、ふすま等）

や水を加えて製造されることを踏まえ、菌床用培地の段階において、上記2の指導を徹底する。

や水を加えて製造されることを踏まえ、菌床用培地の段階において、上記2の指導を徹底する。

写

23生産第6231号
23林政経第388号
平成24年3月28日

関係団体の長（別記1、2及び3） 殿

農林水産省生産局農産部園芸作物課長
林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正
について

「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日
付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野
庁林政部経営課長、木材産業課長通知、以下「通知」という。）により、食品として
の安全なきのこの供給に向け、きのこ原木及び菌床用培地の安全基準として当面の指
標値を設定したところです。

今般、新たに得られたきのこ原木等に関する調査結果及び食品中の放射性物質に係
る新たな基準値を踏まえ、食品の新基準値を超えないきのこが生産されるよう、きの
こ原木及び菌床用培地の当面の指標値を見直し、通知の一部を別紙新旧対照表のと
おり改正することとしました。

つきましては、当該指標値を超えるきのこ原木及び菌床用培地の使用・生産又は流
通が行われることのないよう、貴団体の関係者に御周知・御指導いただきますようお
願いいたします。

なお、この改正は平成24年4月1日から施行することとします。

本件問い合わせ先
林野庁経営課特用林産対策室
特用林産企画班
代表 03-3502-8111（内線6086）
ダイヤル 03-3502-8059

(別紙)

きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について（平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p data-bbox="271 464 1070 497">きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について</p> <p data-bbox="176 525 1106 799">このことについては、「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について」（平成23年8月12日付け23林政経第181号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）により、きのこ生産資材用のおが粉等に含有される放射性物質のきのこへの移行係数等に係る知見を踏まえて追ってお示しすることとしていたところですが、今般、一定程度の知見が集積されたことから、きのこ原木及びほだ木並びに菌床用培地及び菌床（以下「きのこ原木、菌床用培地等」という。）の安全基準として、当面の指標値を下記1のとおり設定することとしました。</p> <p data-bbox="176 801 1106 951">つきましては、各都道府県のきのこ原木、菌床用培地等の生産・流通・使用の実態を踏まえた上で、当該指標値を超えるきのこ原木、菌床用培地等の使用・生産又は流通が行われないよう、<u>下記2及び3の(1)</u>により、貴団体の関係者に御周知・御指導いただきますようお願いいたします。</p> <p data-bbox="176 952 1106 1045">今回の指標値については当面のものであって、今後、更に知見が集積されるなどした場合は、必要に応じて、指標値の見直しを行うことを申し添えます。</p> <p data-bbox="622 1136 658 1169">記</p> <p data-bbox="185 1197 1106 1257">1 <u>きのこ原木、菌床用培地等の当面の指標値</u>（放射性セシウムの濃度の最大値）</p> <p data-bbox="197 1259 658 1319">(1) <u>きのこ原木及びほだ木</u> 50ベクレル/kg（乾重量）</p> <p data-bbox="197 1321 685 1382">(2) <u>菌床用培地及び菌床</u> 200ベクレル/kg（乾重量）</p> <p data-bbox="185 1409 517 1442">2 関係者に対する指導</p>	<p data-bbox="1223 464 2022 497">きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について</p> <p data-bbox="1122 525 2051 770">このことについては、「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について」（平成23年8月12日付け23林政経第181号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）により、きのこ生産資材用のおが粉等に含有される放射性物質のきのこへの移行係数等に係る知見を踏まえて追ってお示しすることとしていたところですが、今般、一定程度の知見が集積されたことから、きのこ原木及び菌床用培地の安全基準として、当面の指標値を下記1のとおり設定することとしました。</p> <p data-bbox="1122 801 2051 951">つきましては、各都道府県のきのこ原木及び菌床用培地の生産・流通・使用の実態を踏まえた上で、当該指標値を超えるきのこ原木及び菌床用培地の使用・生産又は流通が行われないよう、<u>下記2</u>により、貴団体の関係者に御周知・御指導いただきますようお願いいたします。</p> <p data-bbox="1122 952 2051 1102">なお、今回の指標値については当面のものであって、現在国において実施している調査の進捗を踏まえて、今後、値を変更することも含めて改めて設定するものであること、また、今回の当面の指標値に基づく具体的な検査方法については追ってお示しする予定であることを申し添えます。</p> <p data-bbox="1570 1136 1606 1169">記</p> <p data-bbox="1133 1197 2054 1257">1 <u>きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値</u>（放射性セシウムの濃度の最大値）</p> <p data-bbox="1144 1259 1637 1319">(1) <u>きのこ原木</u> 150ベクレル/kg（乾重量）</p> <p data-bbox="1144 1321 1637 1382">(2) <u>菌床用培地</u> 150ベクレル/kg（乾重量）</p> <p data-bbox="1133 1409 1469 1442">2 関係者に対する指導</p>

(1) きのこ生産者向け指導

- ア 指標値を超えるきのこ原木、菌床用培地等を使用しないこと。
- イ きのこ原木、菌床用培地等を購入・譲受する場合には、販売業者・譲渡者に、指標値を超えていないことを確認すること。
- ウ 自ら生産したきのこ原木、菌床用培地等を使用する場合には、指標値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること。
- エ 自ら生産したきのこ原木、菌床用培地等を販売・譲渡する場合には、相手方に生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

(2) きのこ原木、菌床用培地等の製造業者向け指導

- ア 製造したきのこ原木、菌床用培地等が指標値を超えていないことを確認した上で出荷すること。
- イ きのこ原木、菌床用培地等を出荷する際に、相手方に生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

(3) きのこ原木、菌床用培地等の販売業者向け指導

- 販売するきのこ原木、菌床用培地等が指標値を超えていないことを、そのきのこ原木、菌床用培地等の購入・譲受元の販売者・譲渡者に、確認した上で、購入し販売すること。

3 平成23年10月6日設定の当面の指標値（以下「前指標値」という。）によるきのこ原木及びほだ木の経過措置

2にかかわらず、前指標値（150ベクレル/kg）以下のきのこ原木及びほだ木であって、50ベクレル/kgを超えるもの（以下「経過措置対象原木等」という。）については、経過措置対象原木等を使用するきのこ生産者が所在する都道府県が、当該経過措置対象原木等から発生したきのこの放射性物質検査を確実にし、当該きのこが食品の基準値を超えないことを出荷開始前に確認する体制を構築することを条件として、引き続き使用できるものとする。この場合、引き続き使用する場所は、当該経過措置対象原木等が、平成24年3月31日時点で所在していた都道府県内に限るものとする。

また、平成24年4月1日以降に製造された50ベクレル/kgを超え150ベクレル/kg以下のきのこ原木及びほだ木についても、経過措置対象原木等を含み、本措置の対象とし、引き続き使用する場所は、当該きのこ原木及びほだ木の原料である立木が、平成24年3月31日時点で所在していた都道府県内に限るものとする。

なお、本措置の対象となる経過措置対象原木等は、「『きのこ

(1) きのこ生産者向け指導

- ア 指標値を超えるきのこ原木又は菌床用培地を使用しないこと
- イ きのこ原木又は菌床用培地を購入・譲受する場合には、販売業者・譲渡者に、指標値を超えていないことを確認すること
- ウ 自ら生産したきのこ原木又は菌床用培地を使用する場合には、指標値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
- エ 自ら生産したきのこ原木又は菌床用培地を販売・譲渡する場合には、相手方に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

(2) きのこ原木及び菌床用培地の製造業者向け指導

- ア 製造したきのこ原木又は菌床用培地が指標値を超えていないことを確認した上で出荷すること
- イ きのこ原木や菌床用培地を出荷する際に、相手方に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

(3) きのこ原木及び菌床用培地の販売業者向け指導

- 販売するきのこ原木又は菌床用培地が指標値を超えていないことを、そのきのこ原木又は菌床用培地の購入・譲受元の販売者・譲渡者に、確認した上で、購入し販売すること

(新設)

『原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法』の制定について」（平成23年10月31日付け23生産第4952号、23林政経第229号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）において検査対象とするものであって、検査の結果が50ベクレル/kgを超え150ベクレル/kg以下であったきのこ原木及びほだ木とする。

本措置を円滑かつ適切に運用するため、都道府県は、次の（1）により関係者に対する指導を行い、（2）により必要な対応を行うものとする。

（1）関係者に対する指導

ア きのこ生産者向け指導

（ア）経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点における所有・使用の有無を、また、平成24年4月1日以降における、きのこ生産者が所在する都道府県内での製造、購入・譲受、販売・譲渡の意向及び継続使用の意向の有無を、所在する都道府県に報告すること。

（イ）経過措置対象原木等を引き続き使用する場合は、当該経過措置対象原木等から発生するきのこについて、出荷開始前に、所在する都道府県による放射性物質検査を受けること。

（ウ）経過措置対象原木等を販売・譲渡する場合は、相手方に当該経過措置対象原木等の放射性セシウム濃度の検査結果のほか生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

（エ）経過措置対象原木等を所有し、平成24年4月1日以降、継続使用又は販売・譲渡をせず、他の用途にも供さない場合は、確実に廃棄すること。

イ きのこ原木又はほだ木の製造業者向け指導

（ア）経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点における所有の有無を、また、平成24年4月1日以降における、製造業者が所在する都道府県内での製造、購入・譲受、販売・譲渡の意向の有無を、所在する都道府県に報告すること。

（イ）経過措置対象原木等を販売・譲渡する場合は、相手方に当該経過措置対象原木等の放射性セシウム濃度の検査結果のほか生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

（ウ）経過措置対象原木等を所有し、平成24年4月1日以降、販売・譲渡せず、他の用途にも供さない場合は、確実に廃棄すること。

ウ きのこ原木又はほだ木の販売業者向け指導

（ア）経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点における所有の有無を、また、平成24年4月1日以降におけ

る、販売業者が所在する都道府県内での購入・譲受、販売・譲渡の意向の有無を、所在する都道府県に報告すること。

(イ) 経過措置対象原木等を販売・譲渡する場合は、相手方に当該経過措置対象原木等の放射性セシウム濃度の検査結果のほか生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

(ウ) 経過措置対象原木等を所有し、平成24年4月1日以降、販売・譲渡せず、他の用途にも供さない場合は、確実に廃棄すること。

(2) 都道府県の対応

ア 使用・生産状況把握

(ア) 経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点における所有・使用の有無、また、平成24年4月1日以降における、きのこ生産者が所在する都道府県内での製造、購入・譲受、販売・譲渡の意向及び継続使用の意向の有無について、きのこ生産者に対し調査を実施し、引き続き使用するきのこ生産者を把握する。

(イ) 経過措置対象原木等について、平成24年3月31日時点における所有の有無、また、平成24年4月1日以降における、製造業者及び販売業者が所在する都道府県内での製造、購入・譲受、販売・譲渡の意向の有無について、製造業者及び販売業者に対し調査を実施する。

(ウ) 経過措置対象原木等を引き続き使用するきのこ生産者ごとの収穫時期を把握する。

イ きのこの放射性物質の検査

経過措置対象原木等を引き続き使用するきのこ生産者の当該経過措置対象原木等から発生するきのこについて、出荷開始前に放射性物質検査を確実に実施する。

ウ 継続使用しない経過措置対象原木等の処分

経過措置対象原木等を所有し、平成24年4月1日以降、継続使用又は販売・譲渡をせず、他の用途にも供さないきのこ生産者、製造業者及び販売業者に対し、当該経過措置対象原木等の廃棄を要請する。

4 その他

「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について」（平成23年8月12日付け23林政経第181号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）の記の2に基づく、おが粉の譲渡及び利用の自粛については、200ベクレル/kg（乾重量）を超えないおが粉について解除できるものとするが、菌床用培地がおが粉等基材に栄養材（米ぬか、ふすま等）や水を加えて製造されることを踏まえ、菌床用培地の段階におい

3 その他

「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について」（平成23年8月12日付け23林政経第181号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）の記の2に基づく、おが粉の譲渡及び利用の自粛については、150ベクレル/kg（乾重量）を超えないおが粉について解除できるものとするが、菌床用培地がおが粉等基材に栄養材（米ぬか、ふすま等）や水を加えて製造されることを踏まえ、菌床用培地の段階におい

て、上記2の指導を徹底する。

て、上記2の指導を徹底する。

(別記1) (関係団体の長)

全国米穀販売事業共済協同組合理事長

全国米穀工業協同組合理事長

社団法人日本炊飯協会会長

全国米菓工業組合理事長

社団法人日本精米工業会会長

社団法人全国包装米飯協会会長

全国穀類工業協同組合理事長

日本米穀小売商業組合連合会理事長

一般社団法人日本発芽玄米協会会長

ビーフン協会会長

全国餅工業協同組合理事長

社団法人日本米穀小売振興会会長

社団法人日本農業機械工業会会長

日本酒造組合中央会会長

社団法人米穀安定供給確保支援機構理事長

全国主食集荷協同組合連合会会長

社団法人日本農業機械化協会会長

(別記2) (関係団体の長)

製粉協会会長

協同組合全国製粉協議会会長

全国精麦工業協同組合連合会会長

(別記3) (関係団体の長)

日本特用林産振興会会長

全国農業協同組合連合会代表理事理事長

日本椎茸農業協同組合連合会会長理事

全国森林組合連合会代表理事会長

全国食用きのこ種菌協会会長

財団法人日本きのこセンター理事長

財団法人日本きのこ研究所理事長

日本産・原木乾しいたけをすすめる会会長

社団法人全国木材組合連合会会長

全国木材チップ工業連合会会長

全国素材生産業協同組合連合会会長